第10504号

高知県公報

発行 高知県
高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回（火曜日・金曜日）

令和5年1月17日（火曜日）　高知県公報

目　次

規　則　　ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則　〈12・28掲示〉　1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則　〈〃　〉　6
告　示
○令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まあじ、まいわし太平洋系群及びさんま）　（漁業管理課）〈12・28掲示〉　6
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正　（〃）〈1・6掲示〉　6
◎告示（猟法を禁止する区域の定め）の一部改正　（鳥獣対策課）　6
○地域森林計画の定め　（森づくり推進課）　6
○地域森林計画の変更（3件）　（〃）　6
○保安林の指定予定の通知（3件）　（治山林道課）　7
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（2件）　（漁業管理課）　7
○道路の供用開始　（道路課）　7
◎港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の定め　（港湾・海岸課）　8
高知県公安委員会規則
◎火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則　8
正　誤
○正誤（令3・10・8付け　監査公表）　10

規　則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第52号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「高知県税務総合システム」を「高知県税務システム」に改め、同条第3号中「から別記第12号様式の7まで」を削る。

第7条の2第1項中「別記第13号様式の3」を「別記第13号様式の3又はシステム様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式の4」を「別記第13号様式の4又はシステム様式」に改める。

第18条第1項中「システム様式による過誤納金等一覧表を設け、還付及び充当内容とともに」を「還付及び充当内容を」に改める。

第26条中「別記第35号様式により行う」を「別記第35号様式又はシステム様式によってする」に改める。

第28条を次のように改める。

（徴収の引継ぎ）

第28条　県税事務所長は、納税義務者若しくは特別徴収義務者の住所若しくは財産がその所轄区域外にある場合若しくはその所轄区域外にあることとなった場合又は納税義務者若しくは特別徴収義務者が納付し、若しくは納入すべき徴収金が2以上の県税事務所にある場合その他滞納処分を迅速かつ的確に執行するため特別の必要があると認めるときは、賦課資料その他参考となるべき文書を添え、別記第37号様式による徴収引継ぎ書により、関係県税事務所長に徴収の引継ぎをすることができる。

第28条の2を削る。

第34条の7第1項中「直ちにその旨を知事に報告しなければ」を「システム様式による通知書により関係都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「別記第52号様式の2」を「システム様式による通知書」に改め、同項を同条第3項とする。

第35条第1項中「直ちにその旨を知事に報告するとともに、別記第53号様式により当該納税者に」を「システム様式による通知書により関係都道府県知事及び当該納税者にその旨を」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第36条第2項及び第37条中「知事が」を「県税事務所長が」に改める。

第41条の2第1項中「別記第62号様式」を「システム様式による通知書」に改め、同条第2項中「別記第62号様式の2」を「システム様式による通知書」に改め、同条第3項中「直ちにその旨を知事に報告しなければ」を「システム様式による通知書により関係都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第43条第1号中「別記第64号様式」を「システム様式」に改め、同条第3号中「別記第53号様式」を「システム様式」に改める。

第45条中「若しくは別記第69号様式の3又はシステム様式」を「又は別記第69号様式の3」に改める。

第46条第2項中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

第55条第1号中「別記第82号様式」を「システム様式」に改める。

第72条の10の次に次の1条を加える。

（環境性能割の減額の通知書）

第72条の10の2　高知県中央東県税事務所長は、法第148条若しくは第150条若しくは附則第53条の2又は条例第143条の2、第153条若しくは第154条の規定により環境性能割を減額した場合においては、システム様式による通知書により当該納税者に通知しなければならない。

第75条の見出しを「（種別割の減額の通知書）」に改め、同条中「法第177条の10第2項」を「県税事務所長は、法第177条の10第2項」に、「当該種別割額を変更した」を「当該種別割を減額した」に改める。

第92条の2中「種別割以外のものにあっては」及び「、種別割にあってはシステム様式に」を削る。

第93条を次のように改める。

第93条　削除

付則第4項中「次に掲げる様式」を「別記第12号様式の3（更正の請求の理由がない旨の通知関係）」に改め、同項各号を削り、付則第5項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

別記第12号様式の3の2から別記第12号様式の7までを削る。

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式（第28条関係）

第　　　号
年　　月　　日

県税事務所長　　　　様

県税事務所長　　印

徴収引継ぎ書

高知県県税規則第28条の規定に基づき、次のとおり徴収金について徴収の引継ぎをします。

整理番号	年度期別	税目	滞納者		調定額	収入済額	引継ぎ額	納期限 督促状発布日	備考
			住所（所在地）	氏名（名称）					

別記第38号様式の２を削る。
別記第52号様式から別記第54号様式までを次のように改める。

第52号様式から第54号様式まで　削除

別記第57号様式中

「　高知県知事」

を

「県税事務所長」

に改める。

別記第62号様式及び別記第62号様式の２を次のように改める。

第62号様式及び第62号様式の２　削除

別記第64号様式を次のように改める。

第64号様式　削除

別記第71号様式及び別記第71号様式の２中「第73条の18第３項」を「第73条の18第４項」に改める。

別記第82号様式を次のように改める。

第82号様式　削除

別記第84号様式を次のように改める。

第84号様式（第55条関係）

受付印

年　　月分ゴルフ場利用税納入申告書

年　　月　　日	特別徴収義務者	登録番号	
		住所（所在地）	
		氏名（名称）	㊞
	施設の所在地		
	期間	年　月　日から　年　月　日まで	

区分	利用人員	税率	ゴルフ場利用税額	備考
一般				
早朝				
薄暮				
計				

非課税利用者 内訳	
18歳未満	人
70歳以上	人
障害者	人
教育活動	人
国民スポーツ大会（練習を含む。）	人
計	人

課税対象外利用者 内訳	
経営者	人
グリーンキーパー	人
所属プロ	人
プロテスト	人
公式競技（練習を含む。）	人
視察	人
開場披露	人
計	人

注　１　この申告書は、ゴルフ場利用税を納入する際に提出してください。
　　２　申告納入期限は、翌月10日です。

別記第123号様式を次のように改める。

第123号様式（第72条の17、第77条の２関係）

受付印	減免番号	

年　月　日

県税事務所長　様

自動車税 環境性能割／種別割 減免申請書

自動車税環境性能割・種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、減免の判定のために必要がある場合は、身体障害者手帳等及び運転免許証の状況について、関係機関及び関係部署に照会し、確認することについて同意します。

納税者番号					
納税義務者		運転者住所コード	申告処理事由	登録番号又は車両番号	
身体障害者等		39		高知	

申請者							
住所		生年月日	年　月　日	身体障害者等との続柄		非同居認定	1　住民税 2　健康保険 3　その他
ふりがな 氏　名		電話番号		コード			

身体障害者手帳等の表示						
住所		氏名		電話番号		コード
生年月日	年　月　日	18歳になる日	年　月　日	障害の程度 （該当する欄に記入するか、又は該当する項目の番号を○で囲んでください。）		
手帳種類	1　身体障害者手帳 2　療育手帳 3　精神障害者保健福祉手帳 4　戦傷病者手帳	有期日付	年　月　日			
		次の判定年月	年　月	種　級		
		障害名又は障害の状態		項症　款症		
手帳番号	第　号	交付年月日	年　月　日	1　療育手帳の総合判定Ａ 2　精神障害者保健福祉手帳の障害等級１級		

自動車の使用状況			
使用目的	1　通院　2　通学・通園　3　通勤 4　生業　5　通所　6　帰宅	施設名	

運転免許証の表示等								
住所		氏名		生年月日	年　月　日			コード
電話番号		身体障害者等との続柄		コード		非同居認定	1　住民税　2　健康保険 3　その他	
免許証番号	第　号	交付年月日	年　月　日	有効期限	年　月　日			
免許の種類	大型・中型・普通・大型特殊	免許の条件	なし・ある（　）					

自動車検査証の表示等						
所有者	住所（所在地）		氏名（名称）		有効期間の満了する日	
使用者	住所		氏名		年　月　日	
主たる定置場			取得年月日	年　月　日	用途（自家用又は営業用の別）	自家用

自動車の特別仕様又は構造変更の内容	

自動車税環境性能割	当初取得価額	円	当初税額	円
	特別仕様又は構造変更に要した金額	円	減免税額	円
	取得価額	円	決定税額	円
自動車税種別割	当初税額　円	減免税額　円	決定税額	円

処理	
	身体障害者手帳等及び運転免許証を現認し、高知県税条例に規定する自動車税環境性能割・種別割の減免要件に該当することを確認しました。 年　月　日　　調査員　職・氏名 前減免自動車（　）は、廃車・移転（　年　月　日）済み

注　1　詳細については、裏面をよくお読みください。
　　2　この減免申請書に必要書類を添えて、自動車の登録時には高知県中央東県税事務所員駐在所に、既に登録されている自動車は各県税事務所に４月１日から納期限までの間に提出してください。

（裏面）

◎減免申請の際には、次の点に注意してください。
◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。
◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

	家族運転又は常時介護者運転の場合	本人運転の場合 （身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場合に限ります。）
自動車 ※１台に限ります。	①　車種 乗用車、トラック（乗車定員が４人以上のもの）、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ②　名義 ・所有者：ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、身体障害者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方） ・使用者：身体障害者等又は「運転免許証の表示等」欄の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留保付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。	①　車種 自家用のもの ②　名義 ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人
運転者	・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族（やむを得ない理由により同居できない場合で、健康保険証又は確定申告書の写しにより扶養関係を確認することができる者は、可。） ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者	本人
自動車の使用内容	身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅のために、週１回以上又は月４回以上使用し、かつ、１年以上継続して使用が見込まれるもの	本人が日常生活において使用するもの
手続に必要なもの	①　減免申請書 ②　自動車検査証 ③　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ④　運転免許証又はその写し（表裏とも） ※停止期間中は、受付できません。 ⑤　住民票（続柄を省略していないもの） ※同居でない場合は、扶養関係を証明する健康保険証又は確定申告書の写し ⑥　使用内容を証明するもの 通院証明（医療機関）、通学・通園・帰宅証明（学校等）、通勤証明（会社等）、生業の証明（民生委員）又は通所証明（施設等） ⑦　介護者の確認をすることができるもの（常時介護者運転の場合のみ） 自動車運行計画書及び誓約書 ⑧　自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類	①　減免申請書 ②　自動車検査証 ③　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④　運転免許証又はその写し（表裏とも） ※停止期間中は、受付できません。 ⑤　自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類

注　1　申請者は、納税義務者です。
　　2　「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「２　通学・通園」、「５　通所」又は「６　帰宅」の場合にのみ記入してください。
　　　なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。
　　3　「減免番号」欄、「納税者番号」欄、「運転者住所コード」欄、「申告処理事由」欄、「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

別記第165号様式を次のように改める。

第165様式（第92条の２関係）

支払場所	

（受取人）

住所（所在地）

氏名（名称）

年　　月　　日

高知県会計管理者　印

通知番号

口座

県税等還付金及び還付加算金

金額	

現払	終了

振込先金融機関			
預金種別		口座番号	

課税・登録番号	

ご不明な点がある場合は、次の県税事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先

別記第166号様式を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第46条第2項並びに別記第71号様式及び別記第71号様式の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、この規則による改正後の高知県税規則第5条第1号ア、第8条の2ただし書、第27条、第72条の4第2号及び第5号、第72条の7第2項ただし書並びに第79条の規定の適用については、同規則第5条第1号ア中「高知県税務システムによる様式（以下「システム様式」」とあるのは「高知県税規則の一部を改正する規則（令和4年高知県規則第52号）による改正前の高知県税規則第5条第1号アに規定するシステム様式（以下「旧システム様式」」と、同規則第8条の2ただし書、第27条、第72条の4第2号及び第5号、第72条の7第2項ただし書並びに第79条中「システム様式」とあるのは「旧システム様式」とする。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第53号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

第22条第8項中「収入調定書により」を「収入調定書（県税等徴収金にあっては、知事が別に定める収入調定書）により」に改め、同条第9項に次のただし書を加える。

ただし、県税等徴収金を調定しようとするときは、知事が別に定めるところによるものとする。

第42条第1項中「収入未済歳入額繰越通知書」を「収入未済歳入額繰越通知書（県税等徴収金にあっては、知事が別に定める収入未済歳入額繰越通知書）」に、「内訳書」を「内訳書（県税等徴収金にあっては、知事が別に定める内訳表）」に改める。

第132条第2項を削る。

別記第35号様式裏面中「㊞」を削り、「記入し、印を押してください」を「記入してください」に、「記名して印を押すか」を「署名するか」に、「記名して印を押してください」を「記名してください」に、「確認できる」を「確認することができる」に、「を求められることがあります」を「が必要です」に、「収めなければ」を「納めなければ」に、「はり付け」を「貼り付け」に、「御不明な」を「ご不明な」に、「まで御連絡ください」を「に連絡してください」に改める。

別記第43号様式中

「住　所

氏　名　㊞」

を

「住所

氏名　」

に、「再発行してください」を「、再発行してください」に、「支払ってください」を「、支払ってください」に、

「住　所

氏　名　㊞」

を

「住所

氏名　」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和5年1月4日から施行する。

（高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

2　高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3及び別表第3の8中「第132条第1項」を「第132条」に改める。

告　　示

高知県告示第949号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和4年12月28日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

1　まあじ

現行水準

2　まいわし太平洋系群

現行水準

3　さんま

現行水準

高知県告示第3号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和5年1月6日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

2の(9)中「7.38トン」を「9.496トン」に改め、2の(10)中「8.7トン」を「7.048トン」に改める。

3の(9)中「2.511トン」を「1.224トン」に改め、3の(10)中「2.2トン」を「3.487トン」に改める。

高知県告示第9号

平成13年3月高知県告示第121号（瀬法を禁止する区域の定め）の一部を次のように改正する。

令和5年1月17日

高知県知事　濵田　省司

表中「土佐郡本川村長沢」を「吾川郡いの町長沢」に改める。

高知県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により安芸地域森林計画を令和4年12月22日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月17日

高知県知事　濵田　省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和3年12月高知県告示第1093号で告示した四万十川地域森林計画を令和4年12月22日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月17日

高知県知事　濵田　省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和3年12月高知県告示第1094号で告示した高知地域森林計画を令和4年12月22日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月17日

高知県知事　濵田　省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和3年12月高知県告示第1096号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を令和4年12月22日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月17日

高知県知事　濵田　省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第14号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所

香南市夜須町仲木屋字クレ石486、684の１、684の５、685、686の１から686の３まで、687の３から687の５まで

2　指定の目的

水源の涵養

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第15号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所

安芸郡東洋町野根字笠松谷乙2762の１、乙2762の２、乙2762の６、乙2762の７、字上笠松谷乙2765の１、乙2765の２

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第16号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町立川上名字タカハシダニ1880の１、1880の３

2　指定の目的

水源の涵養

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第17号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　届出事項

（1）　発起人の住所及び氏名

南国市　楠瀬　透

〃　中村清一

〃　山本寿一

（2）　加入区の名称

浜改田加入区

（3）　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

浜改田漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧

（1）　縦覧期間

令和５年１月17日から同月31日まで

（2）　縦覧場所

浜改田漁業協同組合

高知県告示第18号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　届出事項

（1）　発起人の住所及び氏名

須崎市　福本謙次

〃　谷村正二

〃　植松久志

（2）　加入区の名称

深浦加入区

（3）　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合深浦支所

2　指定漁船調書の縦覧

（1）　縦覧期間

令和５年１月17日から同月31日まで

（2）　縦覧場所

高知県漁業協同組合深浦支所

高知県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和５年１月17日から２週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　県道

2　路線名　高知伊予三島

3　道路の区域

供用開始区間	延長（メートル）	供用開始年月日
高知市鏡狩山字タケトヲシ151番２から高知市鏡狩山字タケトヲシ125番２まで	140	令和５年１月17日

高知県告示第20号

海岸法（昭和31年法律第101号）第５条第４項の規定により、昭和37年８月31日付け高知県公報第4418号の公告（港湾隣接地域の指定）で指定した港湾隣接地域（昭和55年９月12日付け高知県公報第6270号の公告（片島港港湾隣接地域の範囲の改正）及び平成28年10月25日付け高知県公報第9882号の公告（公告（港湾隣接地域の指定）の一部変更）による変更後のものをいう。）に接する昭和40年６月高知県告示第314号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域（昭和43年２月高知県告示第56号（海岸保全区域の指定の追加）、昭和50年７月高知県告示第439号（海岸保全区域の指定の一部改正）、昭和51年６月高知県告示第339号（海岸保全地域の指定の一部改正）、昭和51年６月高知県告示第349号（海岸保全区域の指定）、昭和54年３月高知県告示第130号（海岸保全区域の指定の一部改正）、昭和55年２月高知県告示第107号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和55年９月高知県告示第610号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和55年９月高知県告示第625号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、昭和63年３月高知県告示第146号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成５年１月高知県告示第17号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成５年７月高知県告示第323号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成９年９月高知県告示第688号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成15年３月高知県告示第174号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）、平成31年２月高知県告示第88号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）及び令和４年12月高知県告示第890号（告示（海岸保全区域の指定）の一部改正）による改正後のものをいう。）のうち佐喜浜港海岸の佐喜浜地区（別図のとおりとする。）を佐喜浜港港湾管理者の長が管理する区域として定めることについて協議が成立したので、同条第８項の規定により告示する。

令和５年１月17日

高知県知事　濵田　省司

（「別図」は、省略し、その関係書類を高知県土木部港湾・海岸課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公安委員会規則

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１月17日

高知県公安委員会委員長　古谷　純代

高知県公安委員会規則第１号

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年高知県公安委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「取扱いについて」を「取扱いに関し」に改める。

第２条の見出しを「（証明書の交付等）」に改め、同条第１項中「に規定する火薬類運搬届（第１号において「運搬届」」を「第２条第１項に規定する届出書（第１号において「運搬届」という。）及び同項に規定する運搬計画表（以下この条において「計画表」」に、「火薬類運搬証明書」を「運搬証明書」に改め、同項第１号中「運搬計画表（第３項において「計画表」という。）」を「計画表」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第３項中「第１項の」を「第１項の規定による」に改め、同条第４項中「署長は、」を「署長は、第１項の規定により」に、「指示するときは」を「指示をするときは」に改め、同条第５項中「第19条第４項に規定する」を「第19条第４項において読み替えて準用する法第17条第６項の規定による」に改める。

第３条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条第３項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第５条の見出しを「（証明書の書換え交付等）」に改め、同条第１項中「証明書記載事項」を「証明書の記載事項」に、「当該届出人」を「当該届出者」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項の規定により」に改める。

第６条第１項中「相違ない」を「相違がない」に改め、同条第２項中「その年月日」を「再交付年月日」に改める。

第７条中「証明書を」を「当該証明書を」に、「証明書の交付が他の公安委員会であるとき」を「当該証明書の交付が他の公安委員会によるものであるとき」に改める。

第８条第１項中「府令別記様式第１火薬類運搬届」を「府令別記様式第一による火薬類運搬届」に、「府令別記様式第２運搬計画表」を「府令別記様式第二による運搬計画表」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項の鉄道又は船舶を使用する旨の記載がある」に改める。

第９条ただし書中「他の公安委員会のものであるとき」を「他の公安委員会によるものであるとき」に改める。

第10条第２号中「火薬類取扱場所」を「火薬類取扱場所（火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬類庫外貯蔵庫、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所をいう。第11条第１項において同じ。）」に改める。

第10条の２の見出し中「証票」を「証票等」に改め、同条第１項中「証明書」を「火薬類立入検査職員証明書」に改め、同条第２項中「記入し」を「記載し」に改める。

第11条を次のように改める。

（立入検査等の実施）

第11条　署長は、年間を通じて１回以上、その職員（第10条に規定する警察職員に限る。次項において同じ。）に、管轄区域内に所在する火薬類取扱場所に立ち入り、立入検査等を行わせるものとする。

２　署長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職員に、立入検査等を行わせるものとする。

（１）　立入検査等において法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を見る場合

（２）　新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合

（３）　前２号に掲げる場合のほか、高知県公安委員会が必要があると認める場合

第12条中「職員」を「警察職員」に改める。

第13条中「災害」を「災害の発生」に改める。

第16条第２項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第17条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第１項中「猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡許可申請書（以下この条において「申請書」という。）」に改め、同条第３項中「前項の」を「前項の規定による報告に係る」に、「公安委員会」を「高知県公安委員会」に改める。

第18条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第１項中「猟銃用火薬類等の譲受許可申請書」を「猟銃用火薬類等譲受許可申請書（第１号において「申請書」という。）」に改め、同条第２項中「の規定により」を「の規定による調査の結果」に改める。

第19条の見出しを「（譲渡許可証等の書換え交付）」に改め、同条第１項中「猟銃用火薬類等の譲渡（受）許可証書換申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書（第１号において「申請書」という。）」に、「新たな許可証」を「新たな譲渡許可証又は譲受許可証」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）　申請に係る変更事項についての新たな許可の要否

第19条第２項中「許可証には、旧許可証」を「譲渡許可証又は譲受許可証には、旧譲渡許可証又は旧譲受許可証」に、「、「書換え」」を「「書換え」」に改める。

第20条の見出し中「許可証」を「譲渡許可証等」に改め、同条中「猟銃用火薬類等の譲渡（受）許可証再交付申請書」を「猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書」に、「旧許可証」を「旧譲渡許可証又は旧譲受許可証」に、「許可証を」を「譲渡許可証又は譲受許可証を」に、「その年月日」を「再交付年月日」に改める。

第21条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第１項中「猟銃用火薬類等の輸入許可申請書」を「猟銃用火薬類等輸入許可申請書（以下この項において「申請書」という。）」に、「当該申請者」を「、当該申請者」に改め、同項第３号中「の規定により提示する」を「に規定する」に、「、狩猟免状又は計画書等」を「若しくは狩猟免状又は使用計画書等」に改める。

第22条の見出し中「輸入許可」を「輸入の許可」に改め、同条中「輸入の許可」を「当該申請書に許可する旨が記載されて輸入許可書として交付」に、「、許可」を「、当該輸入の許可」に改

める。
第23条の見出し中「記載事項の変更」を「書換え交付等」に改め、同条第１項中「輸入許可書記載事項変更届」を「猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届」に、「新たな許可書に書き換えて」を「新たな輸入許可書に書き換えて、」に改め、同項第２号を次のように改める。
（２）　届出に係る変更事項についての新たな許可の要否
第23条第２項中「許可書」を「輸入許可書」に改め、同条第３項中「の書換えをした」を「を書き換えて交付した」に改める。
第24条の見出しを「（輸入届の受理）」に改め、同条中「猟銃用火薬類等の輸入届」を「猟銃用火薬類等輸入届」に改める。
第25条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第１項中「猟銃用火薬類等の消費許可申請書」を「猟銃用火薬類等消費許可申請書（第１号において「申請書」という。）」に改める。
第26条の見出し中「消費」を「消費の許可」に改め、同条中「消費の許可をした」を「当該申請書に許可する旨を記載して消費許可書として交付した」に、「、許可」を「、当該消費の許可」に改める。
第27条の見出し中「記載事項の変更」を「書換え交付等」に改め、同条第１項中「消費許可書記載事項変更届」を「猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届」に改め、同条第２項中「の書換えをした」を「を書き換えて交付した」に改める。
第29条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

正　　　　　　誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄（行）	正	誤
令３・10・８	10377	○監査公表	３	左（７・８）	怠る事実に当たるか	怠る事実に当たるかどうか
			４	右（19・20）	通知に基づき決定する	通知に基づき処理方法を決定しておりする